

婚姻・離婚に関する訴えの国際裁判管轄

1 中間試案の提案

【甲案】 裁判所は、婚姻・離婚に関する訴え（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）（注3）

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告（注4）の住所（注5）が日本国内にあるとき
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内に〕あるとき（注6）
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあるとき
- ④ 原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、婚姻・離婚に関する訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注7）
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有しているとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき（注8）

（注1）単位事件類型としての「婚姻・離婚に関する訴え」とは、婚姻の無効及び取消しの訴え、離婚の訴え、協議上の離婚の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴えをいい（人事訴訟法第2条第1号参照）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

なお、婚姻・離婚に関する訴えのうち、離婚の訴えに特有の規律を設ける必要があるか否か及びその内容について、引き続き検討する。

(注2) 婚姻・離婚に関する訴えのうち、婚姻の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴えについて、婚姻挙行地にも管轄を認めるか否かにつき、引き続き検討する。

(注3) 【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方（被告が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

(注4) 第三者の提起する婚姻取消しの訴え（民法第744条第1項等）など、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告が複数存在する場合（人事訴訟法第12条第2項参照）については、後記第2の2の併合管轄に係る①の規律で対応することを想定している。

(注5) 【甲案】①については、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、被告の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

(注6) 【甲案】②について、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

(注7) 【乙案】①について、原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上であるときに限定するか否かにつき、引き続き検討する。

(注8) 【乙案】③は、第三者の提起する婚姻取消しの訴えなど、身分関係の当事者以外の者が訴えを提起する場合を想定した規律である。このような規律の要否は、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえて、引き続き検討する。

2 検討すべき論点

(1) 身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることのみをもって日本の裁判所の管轄権を肯定することの適否（【甲案】と【乙案】）

ア 部会においては、国際的な要素を有する事件においては、応訴の負担が重大なものとなり得ることに配慮し、身分関係の当事者である被告の防御権をより十分に保障する必要がある（原告は準備をした上で訴えを起こすことができるのに対し、被告は十分な準備ができないままでも応訴を余儀なくされるという不公平を緩和する必要がある、また、被告は、最終的に理由のないものとされ得る訴えについても応訴せざるを得ないため、応訴のための手間等をできるだけ軽減する必要がある。）という考え方にに基づき、身分関係の当事者である原告の住所はそれだけでは管轄

原因とすべきでないとする意見が多数であった（注）。なお、最高裁判所昭和 37 年(ワ)第 449 号同 39 年 3 月 25 日大法廷判決・民集 18 卷 3 号 486 頁（以下「昭和 39 年最高裁判決」という。）は、この意見に親和的であるとの指摘もある。

ただし、この意見も【甲案】②から④までなど、他の管轄原因に基づいて又はこれと原告の住所とを組み合わせる管轄原因とすることを認めている。

（注）なお、身分関係の当事者である原告の住所をそれだけで管轄原因とすることは、外国裁判の承認における間接管轄の有無の判断への影響を通じて、日本に住所を有する者が外国での裁判への応訴を余儀なくされることにもつながり得る。

イ 他方、部会においては、比較的少数ではあったが、真実の身分関係の確認やその解消等を求める身分関係の当事者である原告の救済も重視すべきであり、基本的に身分関係の当事者である被告の住所のある国の裁判所でなければ裁判ができないというのは当該原告にとって過酷であるとする立場から、身分関係の当事者である原告の住所についても、身分関係の当事者である被告の住所と同等に扱い、それだけで管轄権を認めるべきであるとの意見もあった。

ウ 以上のとおり、部会においては、【甲案】を支持する見解と【乙案】を支持する見解とに分かれたが、意見募集の結果も踏まえ、この点について、どのように考えるか。

(2) 【甲案】①について身分関係の当事者である被告の居所を管轄原因とすることの適否

ア 前提

部会における議論を踏まえると、身分関係の当事者である被告の居所を管轄原因とするか否かが問題となるのは、当該被告の住所が国内外のどこにも存在しない場合等に限られる。したがって、以下の検討を踏まえて規律を設けるとした場合、次のようなものとなる（民事訴訟法第 3 条の 2 第 1 項も参照）。

【甲案】① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には、その居所が日本国内にあるとき

イ 検討

身分関係の当事者である被告の住所が国内外のどこにも存在しない場合等にはその居所を管轄原因とすべきとする見解は、【甲案】①は身分関係の当事者である被告の応訴負担を重視した管轄原因であるといえるところ、被告の住所は国内外のどこにも存在しないが、その居所が判明している場合、居所を管轄原因としなければ、【甲案】②及び③に該当しない限り、当該被告は必ずしも自らとの関連性がない身分関係の当事者である原告の住所のある国の裁判所で応訴をさせられることになるのであるから（【甲案】④参照）、そうであれば、当該被告の居所が日本国内にある場合、日本の裁判所の管轄権を認めるべきであるとする。

これに対して、身分関係の当事者の居所は、事件について管轄原因とするほどの日本との関連性を示すものではないため、当該被告の居所が日本国内にあることをもって日本の裁判所の管轄権を認めることには批判的な指摘もあった。

以上のとおり、部会においては、身分関係の当事者である被告の住所が国内外のどこにも存在しない場合等にはその居所を管轄原因とすべきであるとの見解と、これに反対する見解とに分かれたが、意見募集の結果も踏まえ、この点につき、どのように考えるか。

(3) 【甲案】①について身分関係の当事者である被告の死亡時の住所を管轄原因とすることの適否

部会においては、【甲案】①について、（具体的な規定の設け方については法制的な観点から措くとして、）身分関係の当事者の死亡時の住所を原因とした管轄権を認めることに特段の異論はなかった。

意見募集の結果を踏まえ、この点についてどのように考えるか。

なお、当該規律を設けるとすると、【甲案】①の次に、次のような規律を挿入することになる。

- 一 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が原告である場合において、他の一方が死亡し、その者がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき
- 二 当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が原告である場合において、当該身分関係の当事者全てが死亡し、そのうちのいずれかがその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき

(4) 【甲案】②について身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要求することの適否

ア 【甲案】②（及び③）の管轄原因の位置づけ

部会においては，【甲案】①の基本的な考え方からは，身分関係の当事者である原告の住所については，身分関係の当事者である被告の応訴負担の観点から，一定の限定を加えた上で管轄原因として認めるべきであり，【甲案】②（及び③）は，むしろ共通国籍（及び最後の共通住所）を付加的要件として，当該原告の住所に管轄原因を認めたものであるとする趣旨の意見があった。

これに対し，【甲案】②（及び③）は，身分関係の当事者の住所等を基準とした【甲案】①とはそもそも異なる根拠から日本の裁判所の管轄権を認める規律と理解すべきであるとする趣旨の意見もあった。

イ 検討

前記アの前者の意見を基本とすれば，【甲案】②（及び③）において，身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要求することは当然であることになる。

他方，前記アの後者の意見を基本とすれば，身分関係の当事者である原告の住所が必ず要求されることにはならず，付加的要件としてその要否を検討することになる。そして，付加的要件の要否の検討に当たっては，日本との関連性の観点，すなわち身分関係の当事者である原告の住所が日本にないにもかかわらず，身分関係の当事者である被告に日本の裁判所での応訴負担を課すことを正当化するほど事件について日本に十分な関連性があるものと認めることができるか，また，訴えの当事者双方とも日本に住所を有しない場合にも日本の裁判所で裁判手続を行うことで，当該裁判手続が円滑に進められるのかといった観点を考慮することが考えられる。

部会においては，【甲案】②について，身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることをも要求する見解と要求しない見解とがあったが，意見募集の結果を踏まえ，この点について，どのように考えるか。

(5) 【甲案】④の緊急管轄に類する規律に係る規定の要否及び規定の内容（【乙案】③についても同様）

ア 緊急管轄に類する規律により管轄を認めるべき事案が存在し得ること

部会においては，【甲案】①から③までの通常の管轄原因によっては管轄権を認めることができない場合でも，日本の裁判所に管轄権を認める

べき必要性がある事案があり得るとの点については、特段の異論はなかった（なお、昭和 39 年最高裁判決は、緊急管轄を認めたものであるとの評価もある。）。

イ 規定を設けることの要否

部会においては、前記のような必要性がある場合において、緊急管轄に類する規律を認めるためには、その旨の明文規定を設けるべきであるとの指摘がある一方、規定を設けずとも解釈によって緊急管轄に類する規律を認めることが可能であることを前提に、適切な規定を置くことが困難であることから、緊急管轄に類する規律に係る規定を設けるべきではないとの指摘もあった（なお、一般的な規律として緊急管轄に係る規定を設けるか否かとも関係する。）。

意見募集の結果も踏まえ、この点について、どのように考えるか。

ウ 規定の内容

規定を設けるとした場合、その内容が問題となるが、部会では、特に昭和 39 年最高裁判決が示した遺棄及び被告の行方不明を例示すべきか否かが議論された。

遺棄については、被告の有責性を含意する要件であって、離婚原因そのものを判断することに近い判断をする必要があることになる点で相当ではないという意見に大きな異論はなかった。被告の行方不明については、それが広く認定されることで過剰な管轄原因となることにつながり得るとの指摘はあったものの、典型的な行方不明の場合が緊急管轄に類する規律により管轄権を認めるべき場合に該当すること自体に異論はなく、上記指摘はあくまで認定の問題に過ぎないこと、行方不明は客観的に判断できることから、具体例として例示すべきであるとの意見が多くあった。

意見募集の結果も踏まえ、この点について、どのように考えるか。

(6) 【甲案】においていわゆる婚姻挙行地を管轄原因とすることの適否

ア 部会においては、婚姻挙行地には証拠方法（身分関係の当事者の周囲の者や婚姻に関与した官吏等）が存在する蓋然性が高いことなどを指摘して、例えば日本において訴えに係る身分関係の当事者である原告の関与なく偽造の婚姻届が提出されたような事案を念頭に、当該原告が日本で訴えを提起することができるようにすべきであるとの意見があった。また、当該原告の住所が日本国内にあることを付加的要件として要求す

ることも考えられるとの意見もあった。

なお、ここでは「婚姻挙行地」とは、当該婚姻の届出をした地を意味することを前提としている。

イ 他方で、①上記で指摘されている証拠方法の実質的な証拠価値は必ずしも高いとまでいえないこと、②そもそも偽造の婚姻届か否かや身分関係の当事者である原告の関与の程度について、身分関係の当事者である被告に争う機会を実質的に保障すべきであること、③婚姻挙行地を基準とした管轄を一般に認めると、身分関係の当事者である原告の関与なく偽造の婚姻届が提出されたとされる事案以外の事案も管轄権が肯定される事案に広く含まれてしまうことなどから、婚姻挙行地を基準とした管轄を認めることには批判的な意見も多かった。

ウ 以上のとおり、これまでの部会においては見解が分かれたが、意見募集の結果も踏まえ、どのように考えるか。

(7) 【甲案】において合意管轄又は応訴管轄に類する規律を認めることの適否

ア 前提

部会において、更に検討することとされた合意管轄又は応訴管轄に類する規律とは、実際に審理を行なうに際して、日本の裁判所で審理裁判を行うことについて争いがない場合に限り、身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあるときは、他の管轄規定により日本の裁判所に管轄権が認められない場合でも、日本の裁判所の管轄権を認めるというものである。なお、ここでは他の規定により認められる日本の裁判所の管轄権を排除する趣旨の合意は想定していない。

なお、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を認める根拠と範囲については、①離婚の訴えに限定して、後記の任意処分性を根拠に合意管轄又は応訴管轄に類する規律を認めるべきであるとの見解と、②身分関係の当事者である被告の応訴負担を考慮する必要性がないことを根拠に、婚姻・離婚に関する訴えにつき一般的に合意管轄又は応訴管轄に類する規律を認めるべきであるとの見解があった。

イ 検討

(ア) 合意管轄又は応訴管轄に類する規律を認めるべきとする見解の根拠は、前記のとおり、①離婚については、実体法上、協議離婚が認めら

れ（民法第 763 条）、和解並びに請求の放棄及び認諾が認められている（人事訴訟法第 37 条第 1 項本文）など、身分関係の当事者の意思に基づいて身分関係の帰すうを決すること（任意処分性）が認められているという特殊性を指摘する意見と、②【甲案】①においては、身分関係の当事者である被告の応訴負担を考慮して身分関係の当事者である原告の住所地には管轄原因を認めない（又は付加的要件を加重しなければ認めない）こととしたものであるから、当該被告が日本の裁判所での審理裁判に同意をしている場合には、当該被告の応訴負担を考慮する必要性がないことを指摘する意見とがある。

また、人事訴訟事件の国内管轄においては合意管轄及び応訴管轄が認められていないが、国内管轄においては自庁処理（人事訴訟法第 6 条）を活用することができる場所、国際裁判管轄においては自庁処理に類する規律は設けることができないため、国際裁判管轄には国内管轄と異なり、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けることも許容されるところ。

(イ) これに対して、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるべきではないとする見解は、①国内管轄について、身分関係の公益性の観点から、（任意処分性のある離婚の訴え及び離縁の訴えを含む）婚姻・離婚に関する訴えに該当する類型において、合意管轄及び応訴管轄を認めていないことを踏まえるべきであり、②また、国際訴訟における法廷地の選択は、単に応訴負担の問題のみならず、当該国の国際私法を通じて、当該事件に適用される実質法を変更する可能性を含むものであり、身分関係の当事者である被告の不利益は応訴負担の点に必ずしも限られない可能性があることなどを根拠とする。

(ウ) 部会においては、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けることはすべきでないという意見が比較的多数であったが、これらを認めるべきであるとの意見もあった。

意見募集の結果も踏まえ、この点について、どのように考えるか。

(8) 【乙案】①において、身分関係の当事者である原告の住所地を管轄原因とするに当たり、居住期間等の限定を加えることの適否

【乙案】①においては、ブリュッセル II bis 規則などに倣い、身分関係の当事者である原告の住所地管轄を認めるに際し、居住期間を加重すべきとの意見があった。意見募集の結果を踏まえ、この点について、どのように

考えるか。

【参考】 ブリュッセルⅡbis 規則第3条（一般的裁判管轄権）

1 離婚，法的別居又は婚姻の無効に関する事件において，裁判管轄権は次の事項に該当する加盟国の裁判所に属する。

(a) 加盟国の自国領土において，

・ （略）

・ 申し立てが行われた直前に少なくとも1年間当該加盟国に居住していた場合は，申立人が，常時居住していること，又は

・ 申し立てが行われた直前に少なくとも6ヵ月間当該加盟国に居住していた場合は，申立人が，常時居住しており，かつ当該加盟国の国民であること，若しくは連合王国及びアイルランドの場合は，申立人が当該加盟国に「住所（domicile）」を置いていること。

(b) （略）

2 （略）